

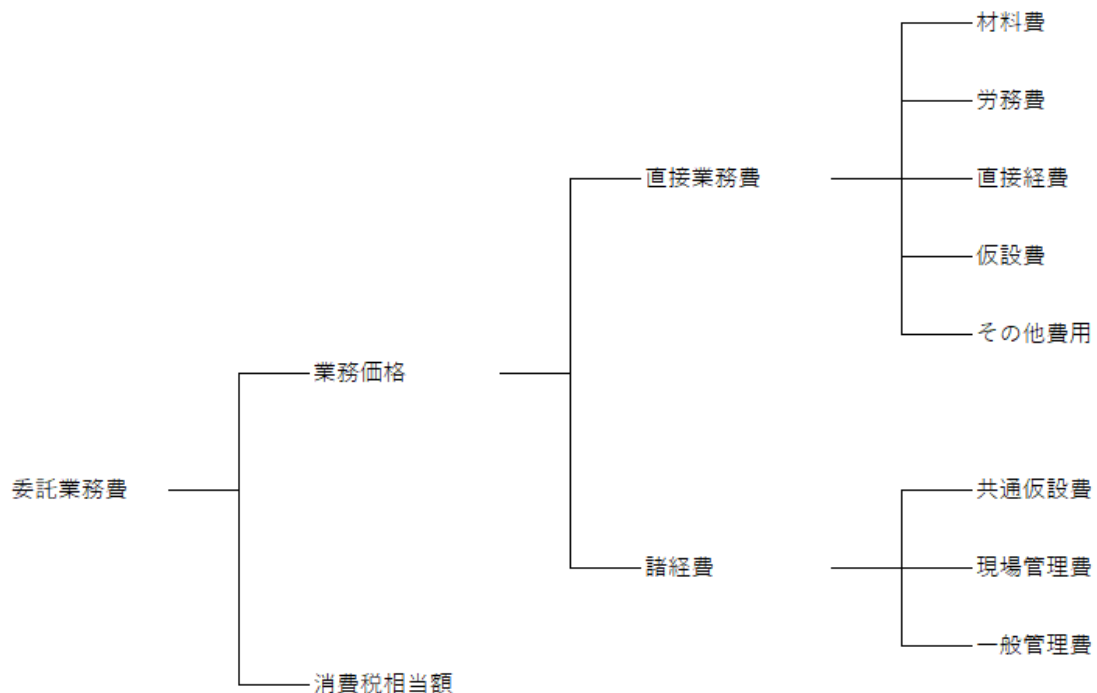
ナラ枯れ防除設計書作成の留意事項

ナラ枯れ防除の設計に当たっては、別に定める単価表に従い、下記に留意の上作成するものとする。

記

1 共通

- (1) 金額の端数処理は、単価表は円未満を四捨五入、明細表は切捨てとする。
- (2) 積算の構成は次によるものとする。



- (3) 諸経費は、諸経費率 38% とし、次のとおり算定する。
諸経費 = 直接業務費 × 諸経費率 38%
- (4) 業務価格の千円未満を切り捨てて消費税を加算する。
- (5) 労務費は二省協定単価（土木実施設計単価）を採用している。
- (6) 資材費は、二省協定単価（土木実施設計単価）に記載されているものは二省協定単価の価格を採用している。二省協定単価に記載されていないものは、建設物価を採用している。
- (7) 単価表は事業主体が補助金額を算出するための標準的な工程を示しているものであり、事業主体は、追加での作業等が必要である場合は、根拠を明確にした上で、当該作業工程を追加等し、設計書を作成することができる。
- (8) 廃棄資材は、産業廃棄物に該当するので、関係法令を遵守して処理するよう必要な経費を積算すること。
- (9) 燃料費等の資材単価は実情に合わせて最新の単価にて積算することができる。

2 作業種ごとの留意事項

(1) 立木くん蒸について

ア 損耗費

当該事業完了後、使用したドリル刃の数量に応じて算出すること。

(2) 伐倒・搬出について

ア 運搬費

施行地の状況に応じて積算するとともに、搬出先のチップ工場等が発行する伝票の重量によりトラック台数を算出すること。

イ 集材費

胸高直径、集材距離をもとに数量変更すること。

ウ 材積

設計数量は、小数第4位を四捨五入し小数第3位止とする。

エ 機械移送費

施工地の状況に応じて、間接費として必要な経費を積算すること。